

## 「個別需給給水契約」説明書

この説明書をよくお読みいただき、所定の申込書でお申込み下さい。

なお、契約によって必ずしも料金が安価になるとは限りませんので、詳細については料金課調定グループ（0178-70-7012）までお問い合わせ下さい。

### 1. 契約の基準

個別需給給水契約の基準は、次のとおりです。ただし、企業長が認めたときは、この限りではありません。

水道を 1年以上継続して使用していること。

契約の申込みの日の属する月前 1 年間（以下「算定期間」という。）において、おおむね 6,000 立方メートル以上の使用があること。

メーターが設置された給水装置を共同で使用していないこと。

条例第 34 条の 3 の用途の特例の適用を受けていないこと。

納期限を経過した水道料金（未納）が無いこと。

地下水等の併用がないこと、又は当該地下水等を廃止した日から 1 年以上経過していること。

契約が解除された日から 1 年以上経過していること。

### 2. 契約の適用区分

契約の適用区分は、次のとおりです。

定量特約個別契約（A 契約）

変動特約個別契約（B 契約）

### 3. 契約のお申込み

契約のお申込みには、「個別需給給水契約申込書」の提出が必要です。料金課に持参いただくか郵送で提出して下さい。

### 4. 契約の決定及び締結

お申込みを受けたときは、速やかに基準に適合するか審査するとともに、必要に応じて現地調査を行います。

基準に適合していると認めたときは、「個別需給給水契約決定通知書」を交付します。

契約の締結は交付をもって行い、交付日を契約締結日（以下「契約日」という。）とします。

契約中も基準に適合しているか随時調査することがあります。

### 5. 契約期間

契約日から翌 9 月 30 日（以下「契約終了日」という。）までになります。

### 6. 契約を適用する料金

契約を適用する料金は、原則として契約日の属する月の翌月の検針による料金から契約終了日の翌月の検針による料金までです。

## 7. 契約の更更新手続き

契約終了日の1カ月前までに契約者から契約の解除の申出がないときは、契約を更新し、さらに1年間契約期間を延長することができます。

契約の更新時における基準水量は、そのつど見直します。この場合における使用実績は、契約終了日直前の8月検針分以前1年間（以下「更新期間」という。）の使用状況とします。

## 8. 契約の非該当

基準に適合していないことを確認したときは、非該当の理由を付して「個別需給給水契約非該当通知書」で通知します。

## 9. 契約の解除

次の各号に該当するときは、契約を解除することがあります。

ア 水道の使用を休止し、又はやめたとき

イ 基準に適合しなくなったとき

ウ 料金を納期限内に納付しないなど、水道の利用者としての義務を誠実に履行していないとき

エ 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認めるとき

前項第2号から第4号までの場合は、解除の理由を付して「個別需給給水契約解除通知書」により通知します。

## 10. 基準水量の算定

基準水量は、算定期間又は更新期間（以下「算定期間等」という。）の使用実績等を考慮して、次の各号に掲げる適用区分に応じ、当該各号に規定する水量になります。この場合において、10立方メートル未満の端数は切り捨てます。

ア A契約 月平均使用水量に0.8を乗じて得た水量

イ B契約 月平均使用水量に1.2を乗じて得た水量

算定期間内の使用水量に認定水量が含まれている場合は、算定期間前の使用実績も考慮することがあります。

## 11. 料金の算出

料金は、次の各号の区分に応じて算出した額に、消費税相当額を加えた額です。

ア **A契約** 使用水量が基準水量以下のときは、基準水量により算出した額（以下「基準額」という。）とし、使用水量が基準水量を超えるときは、基準額及び条例第34条の4第2項の規定により算出した額（以下「適用額」という。）の合計額

イ **B契約** 使用水量が基準水量以下のときは、使用水量により算出した額とし、使用水量が基準水量を超えるときは、基準額及び適用額の合計額